

佐々町所管工事（営繕工事は除く）における週休2日工事（発注者指定型）の実施要領

1. 実施目的

○建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など将来の担い手確保が大きな課題となっている。また、令和6年4月より建設業において改正労働基準法による罰則付きの時間外労働規制が適用され、建設業における週休2日の普及促進をより一層図る必要がある。そのため、地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成に向け、働き方改革・労働環境改善の取り組みとして、建設業の「週休2日」を推進することを目的とする。

2. 実施方針

①適用時期

○令和8年4月1日以降に入札を執行する工事

②対象工事

○佐々町が所管する事業（営繕工事は除く）において、以下のいずれにも該当しない請負工事を対象とする。

ア.災害復旧工事のうち、緊急対応を要する工事（労働基準法第33条許可対象工事）

イ.工場製作が主たる工事、材料費が工事の大部分を占める工事で現場作業期間が4週間未満である工事

ウ.対象期間が1週間未満となる短期間工事

エ.予定価格が200万円以下の工事

○対象工事は、特記仕様書に対象工事であることを明記するものとする。

③対象期間

○工事着手日（工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。）から工事完成日までとする。また、対象期間には本工事の実施にあたり必要となる準備・撤去作業等も含めるものとする。（工事看板・現場事務所等の設置・撤去や現地調査、着工前測量なども対象期間に含む）

④用語の定義

【完全週休2日（土日）】

対象期間内の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。また、土日に加えて受注者自ら土日以外にも現場閉所を行うことは可能である。

なお、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に発注者へ報告し、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

【月単位の週休2日】

対象期間内の全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

【通期の週休2日】

対象期間内において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

⑤実施内容

○完全週休2日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。

なお、受注者の責によらず悪天候の影響等により、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工しなければならない場合は、事前に発注者へ報告し、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

土日に代わる現場閉所日の指定にあたっては、「月曜日から日曜日まで」を1週間と定義し、土日に代わる現場閉所日を同一の週内で指定した上で、指定された現場閉所日を含め1週間に2日間以上の現場閉所を行っている場合に、完全週休2日（土日）を達成しているものとみなす。

また、夜間工事は曜日を跨ぐことから、毎週、土曜日から日曜日を跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所が行われていれば、完全週休2日（土日）を達成しているものとみなす。

○月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる水準の状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では現場閉所率が28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、月単位の週休2日を達成しているものとみなす。対象期間が1月に満たない工事については、対象期間内における土日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、月単位の週休2日を達成しているものとみなす。

○通期の週休2日とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上となる水準の状態をいう。

○現場閉所日とは、工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

また、以下についても現場閉所日とみなす。

- ・降雨、降雪等による予定外の現場休工期
- ・受注者が現場閉所としていた日に、災害等の緊急対応や現場見学会等により発注者が作業を要請した日

○休日には、対象工事の元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は休暇とする。

○下請業者に対しては、協力を依頼する。

⑥実施方式

○対象期間内において完全週休2日（土日）または月単位の週休2日（28.5%（8日/28日））以上の水準となるよう実施するが、少なくとも通期の週休2日以上水準は確保するよう取り組むものとする。

- 年末年始休暇（6日）、夏季休暇（3日）は週休2日とは別に休日として確保する。
また、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間や受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
なお、降雨、降雪等の気象・海象条件により現場の作業を中止した場合は、「現場閉所」及び「元請技術者が休み」の双方を満たす場合に限り、現場閉所日とみなす。
- なお、労働基準法第35条(休日)を逸脱してはならない。

(休日)

第三十五条

使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも一回の休日を与えなければならない。

- 2 前項の規定は、四週間を通じ四日以上の休日を与える使用者については適用しない。

- 当初発注時点において、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を特記仕様書に明示するものとする。
 - 工事契約後、週休2日の対象期間内において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の特記仕様書に対象外とする作業と期間を明示するものとする。
- ⑦受注者の取り組み内容と発注者の確認
- 受注者は、施工計画書の提出前までに「週休2日」の実施を工事打合せ簿により監督職員へ協議するものとする。なお、協議に関しては、週休2日の実施パターン（「完全週休2日（土日）」、または「月単位の週休2日」）を明記するものとするが、「通期の週休2日」以上の水準となる現場閉所日数は確保するものとする。
なお、原則として、日曜日の作業は行わないものとする。
 - 実施にあたっては、以下の条件を満たす週休2日の取得計画を立て、施工計画書の予定工程に記載し発注者へ提出する。契約変更時には変更計画書を提出する。
 - ア.対象期間は、工事着手日（工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。）から工事完成通知日までとする。
 - イ.対象期間中、工事現場を週休2日相当の休日とするものとする。
 - ウ.夏季休暇(3日)、年末年始休暇(6日)は週休2日とは別に休日として確保する。工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は対象期間に含めない。
 - 完全週休2日（土日）における1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」とする。
 - 受注者は、対象期間中、「週休2日工事」であることを現場に看板等により掲示することにより、現場周辺へ「宣言」するものとする。
 - 発注者は、受注者より提出された予定工程や変更予定工程（理由含む）が妥当であるか確認を行う。妥当ではないと判断された場合は、受注者へ修正を指示する。
 - 発注者は、施工中に施工プロセスチェック（工程管理）にもとづき、出勤簿や出面表等を用いて現場閉所の実施状況を確認する。

- 受注者は、実施工程表等により、「週休2日」の実施状況を取りまとめ、月1回監督職員へ報告するものとする。

3. 工事の実施方法

○入札方式

- ・入札方式は、一般競争入札・指名競争入札・随意契約とする。

○発注方式

- ・「発注者指定型」とする。
- ・「発注者指定型」とは、発注者が週休2日の対象工事として契約当初から指定して発注し、月単位または通期における現場閉所率が28.5%以上となるよう実施するもの。

4. 週休2日工事实施の推進のための措置

①週休2日工事の積算による措置

- 「週休2日補正係数」については、当初設計では「月単位の週休2日」の補正を行い発注し、竣工時において現場閉所の達成状況により、各パターンの補正に応じた変更契約を行う。
- 当初「完全週休2日（土日）」を選択して達成した場合は、「完全週休2日（土日）」の補正係数により変更契約を行う。
- 当初「月単位の週休2日」を選択した場合に「完全週休2日（土日）」を達成したとしても、補正は当初選択したパターンの補正とする。
- 「月単位の週休2日」が未達成の場合、補正を減じた変更契約を行う。
- 各週休パターンにおける現場の閉所状況は、下記のとおりとする。
なお、少なくとも通期の週休2日以上水準となる現場閉所率は確保すること。

ア. 「完全週休2日（土日）」：対象期間の全ての週において、土日に現場閉所されている場合。なお、やむを得ず土日に施工しなければならない場合は、事前に発注者に報告し、土日に代わる現場閉所を同一の週内で指定した上で、指定された現場閉所日を含め1週間に2日以上現場閉所を行っている場合に、完全週休2日（土日）を達成しているものとみなす。また、夜間工事は、毎週土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っている場合に、完全週休2日（土日）を達成しているものとみなす。

イ. 「月単位の週休2日」：対象期間の全ての月毎で現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所で28.5%に満たない月がある場合は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、月単位の週休2日（28.5%）以上達成しているものとみなす。

ウ. 「通期の週休2日」：対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合。

- ★対象期間が1週間未満となる短期間工事については、週休2日工事の対象外とする。

○補正係数については、下記のとおりとする。

土木工事積算基準書、土地改良工事積算基準（土木工事）、治山林道必携（積算施工編）
水道事業実務必携及び下水道用設計標準歩掛を用いて積算した工事

【完全週休2日（土日）:補正係数】

・労務費：1.02

・共通仮設費：1.02 ・現場管理費：1.03

（土地改良工事積算基準：共通仮設費 1.05、現場管理費 1.06）

【月単位の週休2日：補正係数】

・労務費：1.02

・共通仮設費：1.01 ・現場管理費：1.02

（土地改良工事積算基準：共通仮設費 1.04、現場管理費 1.05）

名称	区分	週休2日補正係数					
		月単位			完全週休2日 (土日)		
		土木	土地改良	治山林道	土木	土地改良	治山林道
鉄筋工		1.02	1.02	1.04	1.02	1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.03	1.01	1.01	1.02
インターロッキングブロック工	設置	1.01		1.01	1.01		1.01
	撤去	1.02		1.04	1.02		1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.04	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.04	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.04	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.04	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.02	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.03	1.01	1.01	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去・移設	1.02	1.02	1.04	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.02	1.01	1.01	1.01
吹付枠工		1.01	1.01	1.03	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01		1.03	1.01		1.02
道路植栽工		1.02		1.04	1.02		1.02
公園植栽工		1.02		1.04	1.02		1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.02	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.04	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00		1.01	1.00		1.00
グルーピング工		1.00		1.01	1.00		1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.02	1.01	1.01	1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01		1.01	1.01		1.01
区画線工		1.02	1.02	1.04	1.02	1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02		1.04	1.02		1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.03	1.01	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.03	1.01	1.01	1.02
	人力	1.02	1.02	1.04	1.02	1.02	1.02

名称	区分	週休2日補正係数					
		月単位			完全週休2日 (土日)		
		土木	土地改良	治山林道	土木	土地改良	治山林道
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.04	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.04	1.02	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02			1.02		
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01			1.01		
	高所作業車	1.01			1.01		
表面含侵工	固定足場	1.02			1.02		
	高所作業車	1.02			1.02		
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02			1.02		
	高所作業車	1.02			1.02		
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02			1.02		
	高所作業車	1.02			1.02		
漏水対策材設置工	固定足場	1.02			1.02		
	高所作業車	1.02			1.02		
防草シート設置工		1.01			1.01		
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01			1.01		
	高所作業車	1.01			1.01		
塗膜除去工		1.02			1.02		
バキュームブラスト工		1.01			1.01		
道路反射鏡設置工	設置	1.00		1.01	1.00		1.00
	撤去	1.02		1.04	1.02		1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02			1.02		
機械式継手工		1.02			1.02		
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01			1.01		
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01			1.01		
FRP製格子状パネル設置工		1.00			1.00		
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02			1.02		
支承金属溶射工		1.02			1.02		
耐圧ポリエチレンリブ管（パウエル管）設置工		1.02			1.02		
フレア溶接工		1.02			1.02		
H型ボラード設置工		1.01			1.01		
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02			1.02		
	高所作業車	1.02			1.02		

②工事工期の措置

○工事の受注者は、契約後において、当初設定された工事工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し、施工計画書の提出前までに発注者と工事打合せ簿により協議を行う。発注者が妥当であると判断した場合には契約変更の対象とする。

③工事成績評定における評価(佐々町建設工事成績評定要領対象工事のみ。竣工時に評価する。)

○週休2日(通期の週休2日の現場閉所が達成された場合には、別に定める「週休2日工事における工事成績評定の運用」の最新版により、評価を行う。

○監督職員は実工期の1/2となる月の月末に週休2日の現場閉所について実施状況を確認し、実施されていない場合は「口頭注意」を発出し、口頭注意の発出から7日以内に受者から改善策が提出され改善が図られていれば通常の評価を行う。ただし、「口頭注意」の発出は1回のみとし、改善が図られなかった場合は、施工プロセスチェックに基づく「助言・指導(文書通知)」を発出する。

○施工プロセスチェックに基づく「助言・指導(文書通知)」が発出された段階で工事成績評定において加点評価は行わないものとする。また、上記に加え通期の週休2日の現場閉所が達成できなかった場合は、工事成績評定調書の「7.法令順守等」において、点数を2点減ずる措置を行うものとする。

④週休2日工事拡大に向けた措置

○受注者は、実施工程表等により、実施状況を取りまとめ、工事完成通知時に監督職員へ報告するものとする。

○各経費の補正は対象期間全体に対する週休2日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は完全週休2日(土日)の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

5. 週休2日工事の発注時の対応

○週休2日工事であることを設計図書(特記仕様書 第2章 施工条件明示 第3条1. 工程関係)に明示する。

【発注者指定型】

週休2日工事における現場閉所の実施

本工事は、週休2日工事(発注者指定型)であり、月単位の週休2日となる現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は、「週休2日(完全週休2日(土日)または月単位の週休2日)」の実施について、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとし、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか以下の1)から7)によるものとするが、工事契約後、週休2日の対象期間内において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を別途定めるものとする。完成通知時においては、実施工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとする。

なお、施工プロセスチェックの実施により「助言・指導(文書通知)」が発出された場合、工事成績評定において加点評価は行わないものとする。また、上記に加え

通期の週休2日以上現場閉所が達成できなかった場合は、工事成績評価調書の「7.法令順守等」において、点数を2点減ずる措置を行うものとする。

- 1)週休2日は工事着手日から工事完成日までの期間において、完全週休2日(土日)または月単位の週休2日(現場閉所率28.5%)以上となる休日確保することとする。
- 完全週休2日(土日)を実施する場合において、悪天候によりやむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工しなければならない場合は、事前に発注者に報告し、土日に代わる現場閉所日を同一週内で指定した上で、指定された現場閉所日を含め1週間に2日以上現場閉所を行っている場合に、完全週休2日(土日)を達成しているものとみなす。また、夜間工事において完全週休2日(土日)を実施する場合は、毎週、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っている場合に、完全週休2日(土日)を達成しているものとみなす。月単位の週休2日を実施する場合において、暦上の閉所では現場閉所率が28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、月単位の週休2日を達成しているものとみなす。
- また、対象期間が1月に満たない工事については、対象期間における土日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、月単位の週休2日を達成しているものとみなす。

2)現場閉所による週休2日対象外とする作業・期間は下記の通りとする。

週休2日除外作業	〇〇
週休2日対象外期間	令和〇〇年〇月〇〇日～令和〇〇年〇月〇〇日

- 3)予定工程において設定された休日は、工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、監督職員への報告なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業(災害対応や緊急工事等)を実施する場合には、事前に監督職員へ報告すること。
- 4)元請技術者(現場代理人、主任技術者、監理技術者)は現場閉所に合わせて、必ず休日とすること。
- 5)受注者は、当初設定された工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し施工計画書の提出前までに発注者と協議を行うこと。発注者が妥当と判断した場合は変更の対象とする。
- 6)土木工事積算基準書、土地改良工事積算基準(土木工事)、治山林道必携(積算施工編)水道事業実務必携及び下水道用設計標準歩掛を用いて積算した工事の場合

完全週休2日(土日)を選択し現場閉所が達成された場合は、完全週休2日(土日)の補正係数により、変更契約を行うものとする。また、月単位の週休2日以上となる現場閉所が達成されなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。週休2日とは、現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上の場合とする。

各週休パターンにおける補正係数については、下記のとおりとする。

【完全週休2日（土日）:補正係数】

- ・ 労務費：1.02
- ・ 共通仮設費：1.02 ・ 現場管理費：1.03
- （土地改良工事積算基準：共通仮設費1.05 現場管理費1.06）

【月単位の週休2日:補正係数】

- ・ 労務費：1.02
- ・ 共通仮設費：1.01 ・ 現場管理費：1.02
- （土地改良工事積算基準：共通仮設費1.04 現場管理費1.05）

7) 対象期間中、工事現場に週休2日工事であることを現場に看板等により掲示すること。

【参考】現場閉所の実施が不可能と判断する事例等
(現場閉所による週休 2 日の対象外として定める作業内容・期間)

○受注者の責によらず現場閉所が実施できない期間が発生した場合は、週休 2 日対象期間から当該期間を控除して下さい。

※控除せずに算定すると受注者に責がないにも関わらず現場閉所率が著しく低下してしまいます。

○下記に該当する事案が発生した場合は、工事中止を検討するとともに、現場着手ができない期間の工期延長も適切に実施していただくよう、お願いします。

工 種	内 容
共通内容等	・ 地権者や関係者との交渉、調整に係る期間
	・ 地下埋設物や架空線等の移転遅延により現場着手ができない期間
	・ 事業損失に係る事前調査により現場着手ができない期間
	・ 保安林や伐採届等の許認可遅延により現場着手ができない期間
	・ 埋蔵文化財等の調査・確認により現場着手ができない期間
	・ 用地の所有権移転に時間を要し現場着手ができない期間
	・ 他工区との工程調整により現場着手ができない期間
	・ 他工区の完成・供用等の遅延により現場着手ができない期間
	・ 感染症の流行など全国的な影響により資機材の入荷が遅れ現場着手ができない期間
一般土木工事	・ 出水期の遅延により現場に着手できない期間
	・ 耕作地の収穫時期遅延により現場着手ができない期間

※上記以外で判断に困る事案が発生した場合は、随時ご相談下さい。